	令	·和	7年度	委	託	仕	様	書
委	託	名	植栽管理業務委託(2	2)				
委	託 箇	所	元荒川水循環センター	一(桶川市/	小針領家地	内)ほか		
	委託大要		委託期間 契約日から令和8: 委託内容 元	ターの高木 除草等一式 (木)	剪定及び機 ; 133 212.2	3 本 2 ㎡ 4 本) ㎡	-式	

本委託費内訳書

			L PL I					
種別	単位	数量	単	価	金	額	摘	要
直接業務費								
	式	1					A-1	
間接業務費	式	1					A-2	
計(業務原価)								
一般管理費等	式	1						
雑草•剪定枝処分費								
		1					A-3	
本委託費計								

	直接業務費	A-1 代価表	
種別	数 量単 位	単 価 金 額	. 摘 要
剪定	式 1		B-1
20.44			
除草	式 1		B-2
ユーカリ伐採(3工区)	式 1		в —з
計			

		間接夠	業務費	貴	A-:	2 代	価表			
種	別	単位	数量	量	単	価	金	額	摘	要
共通仮設費		式		1						
7D B 66 7D #										
現場管理費		式		1						
		_								
=1										
計										

	雑草・	剪定	枝処分	費 Д	<u>.—3</u>	代個	表		
種	別	単位	数量	単	価	金	額	摘	要
処分費 雑草、剪定枝等		kg	31,339						
トラック運搬 2t車								C-1	
計									
								<u> </u>	

	剪	定 B-	-1 代価:	表	
種別	単位	数 量	単 価	金額	摘要
高木軽剪定(常緑広葉樹) 30cm以上60cm未満	本	79			
<u></u>					
高木軽剪定(常緑広葉樹) 60cm以上90cm未満	本	44			
高木軽剪定(落葉広葉樹)					
90cm以上120cm未満	本	10			
寄植剪定(低木)					
機械刈込1.5m未満	m²	212.2			
	<u> </u>				
					
eT					
計					

	除	草 B-	-2 代価:	表	
種別	単位	数 量	単 価	金額	摘 要
機械除草 除草▪集草▪積込▪運搬	m [*]	84,200			
計					

伐採(3工区	ュー	カリ) B-	-3 代価表	Ę
種 別	単位	数量	単価	金額	摘要
高木 ユーカリ 幹周270cm以上~300cm未満	本	3			
高木 ユーカリ 幹周300cm以上~330cm未満	本	1			
計					
μι					

	١	ラック	ク運搬	近	c-	1 代	価表				
種	別	単位	数量	里里	単	価	金	額	摍	5	要
	Γ										
トラック 2t車・DID区間無し、運	搬距離1.8km以下	h									
諸経費	I	式		1							
		Σ(
	L										
	Г										
				1							
	<u> </u>										
	L			1							
				\dashv							
				\dashv							
	Γ										
計											
рı											

特 記 仕 様 書

委 託 名 植栽管理業務委託(2)

委 託 箇 所 元荒川水循環センター(桶川市小針領家地内)ほか

委 託 期 間 契約日から令和8年1月30日まで

1 適用範囲

この特記仕様書は、本委託に適用し、定めのない事項については、公益財団 法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書によるものとする。

2 概 要

本委託は、元荒川水循環センター及び五丁台地内の緑樹施設の適正な管理と環境美化のために行うものである。

3 業務範囲

本別添図面、別紙のとおりとする。

4 業務内容

本委託内容は、下記のとおりとする。

(1) 高木剪定 133本

実施回数 1回/年 実施時期 12月~1月頃

(2) 寄植剪定(低木) 212.2m

実施回数 1回/年 実施時期 11月頃

(3) ユーカリ伐採 4本

実施回数 1回/年 実施時期 12月~1月頃

(4)機械除草 84,200㎡

実施回数 3回/年 実施時期:5月、8月、10月 (一部2回筒所 実施時期:6月、10月頃)

(5) 雑草等処分 31,339kg

実施回数 随時(高木剪定及び機械除草処分時)

5 業務実施上 の注意 実施方法は次のとおりとする。

- (1) 実施に当たっては、監督員と十分打合せのうえ行うこと。
- (2) 高木剪定は、自然形仕上げとする。

枝等の密集具合を考慮し、通風、採光、架線、人、車の通行などに支障 のあるものを優先に剪定する。また、実施する1か月前に高木剪定対象 範囲から樹木を選定し、監督員との協議のうえ実施すること。

樹勢が衰えたものなどは必要により伐採を行うが、この場合は、監督員 と協議すること。

また、伐採においても実施する1か月前に高木剪定対象範囲から樹木を 選定し、監督員との協議のうえ実施すること。

- (3) 機械除草は、10cm未満に刈り揃えることとし、困難な場合は可能な限り低く刈り揃えること。
- (4) 年間を通じて美観を損ねないよう作業時期に留意すること。
- (5) 現場で発生した草等は、関連法令を遵守し、焼却・肥料化等適正に処分すること。

- (6) 病害虫等で樹木に異常が見られた場合は、速やかに監督員に連絡し、 対処すること。
- 6 作業前の 除草、剪定等、作業前には作業予定範囲や作業対象物について監督員と協議 数量確認 をすること。また、作業後は出来形を計測し、数量計算書等を作成し監督員に 報告するものとする。

後の出来

高確認

7 安全対策

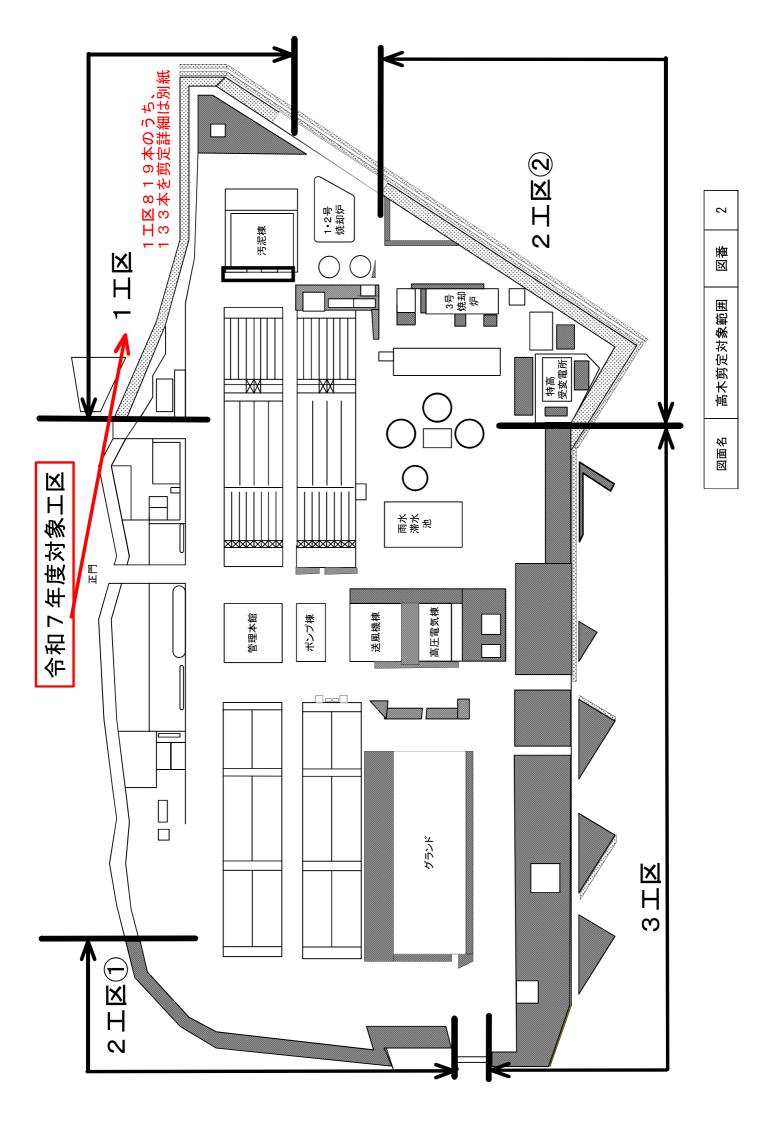
なお、出来形計測はリボンテープ、定規等を使用するものとし、写真は数量 等をが判別できるよう撮影すること。また、作業ごとに代表箇所の撮影をする。

受託者は、業務履行にあたって、安全対策に留意すること。事故や怪我等の無いように、十分な安全対策を行うこと。

- 8 環境配慮の 環境負荷の低減や汚染・事故防止、環境管理体制の確立を図るとともに地域 取り組み 住民への信頼性の向上を図ることを目的とした公益財団法人埼玉県下水道公社 が行う環境方針活動に積極的に参加すること。
- 9 その他 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と協議して定めるものとする。なお、雑草・剪定枝処分費については、実施処分により変更するものとする。

図番	図面名
1	機械除草対象範囲
2	高木剪定対象範囲
3	低木(寄植)剪定対象範囲
4	ユーカリ伐採





別紙

植栽2 1工区剪定

落葉広葉樹	本数
幹回90cm以上120cm未満	10

常緑広葉樹	本数
幹回30cm以上60cm未満	79
幹回60cm以上90cm未満	44

男化 口前 (本) 133	剪定	合計((本)	133
-------------------	----	-----	-----	-----

落葉広葉樹(内訳)	
幹回90cm以上120cm未満	本数
サクラ	10
計	10

常緑広葉樹(内訳)	
幹回30cm以上60cm未満	本数
アラカシ	19
シラカシ	18
スジダイ	10
トウネズミモチ	18
マテバシイ	9
ヤマモモ	1
サンゴジュ(汚泥棟玄関前)	4
計	79

常緑広葉樹	
幹回60cm以上90cm未満	本数
アラカシ	6
シラカシ	9
スジダイ	10
トウネズミモチ	1
マテバシイ	10
マテバシイ(汚泥棟玄関前)	5
ヤマモモ	1
サンゴジュ(汚泥棟玄関前)	2
計	44

